

知事等特別職の給与改定について

1 知事等特別職の給与改定

- 期末手当については、国の指定職の支給月数に合わせて改定することとしたい（+0.05 月）。

- 期末手当の支給月数
 - ・ 現在、本県の特別職の期末手当は、国の指定職（事務次官・本省の局長等）の期末・勤勉手当の支給月数と同様に 3.4 月としている。
 - ・ 国の指定職の期末・勤勉手当は、人事院から、0.05 月引き上げの勧告を受けており、一般職の動向も踏まえ、3.45 月とすることとしたい。（令和 6 年 12 月期期末手当から適用予定）
- ※ 給料月額は、令和 6 年 11 月 26 日に開催予定の特別職報酬等審議会委員懇談会の意見を踏まえて検討した上で、変動させる場合は令和 7 年第 1 回定例会で提案

【参考】

一般職については、10 月の人事委員会勧告どおり、期末・勤勉手当の年間支給月数を、現行の 4.5 月から 0.1 月引き上げ、4.6 月とすることとしたい。（令和 6 年 12 月期期末手当から適用予定）

2 改正が必要な条例等

(1) 改正予定条例

- ・ 知事及び副知事の給与等に関する条例
- ・ 公営企業管理者の給与等に関する条例
- ・ 教育長の給与等に関する条例
- ・ 監査委員の給与等に関する条例
- ・ 特別職の秘書の職の指定等に関する条例

(2) 改正条例の提案

令和 6 年 12 月 5 日提案予定